## 国土審議会水資源開発分科会豊川部会議事次第

平成14年11月8日(金) 14:00~16:00 国土交通省共用会議室 (合同庁舎3号館11階)

- 1. 開 会
- 2. 委員、特別委員、専門委員紹介
- 3. 部会長互選
- 4. 部会長挨拶
- 5. 水資源部長挨拶
- 6. 議事
- (1) 国土審議会運営規則について
- (2) 豊川水系における水資源開発基本計画について
- (3) その他
- 7. 閉 会

### 資料一覧

[名簿] 資料1	国土審議会委員名簿 国土審議会水資源開発分科会委員名簿 豊川部会委員名簿	1 - 1 - 1 1 - 1	2
[法令等 資料 2	] 国土交通省設置法 国土審議会令 国土審議会運営規則 水資源開発分科会における部会設置要綱 水資源開発促進法	2 - 2 - 2 - 1 2 - 1 2 - 1	4 8 10
	開発基本計画] 水資源開発基本計画について	3 -	1
[水系の 資料 4	概要] 流域の概要 治水の概要 利水の概要 河川環境の概要	4 - 4 - 4 - 4 - 4	2 4
[水資源 資料 5	開発基本計画の経緯と現況] 豊川水系における水資源開発基本計画の経緯 事業諸元の変遷 豊川水系における水資源開発状況 豊川水系水資源開発事業位置図 事業進捗状況	5 - 5 - 5 - 6	1 2 3
[水需給 資料 6	の状況] 人口、工業出荷額等の推移 水道用水の使用実績、上水道の需給の状況 工業用水の使用実績、工業用水道の需給の状況 農業用水の需給の状況 豊川水系フルプランエリア図	6 - 6 - 6 - 1 6 - 1	4 7 10
[降水量 資料 7	、流況] 降雨状況 流況	7 - 7 - 3	
-	発生状況] 昭和57年から平成13年の渇水の発生状況 豊川水系の主な渇水被害の状況 豊川水系の平成 6 年渇水被害状況 渇水関連新聞記事一覧	8 8 8	2 3
	重要事項] その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 現状及び施策の事例	9 - 9 - 1	-

### 参考資料

豊川水系における水資源開発基本計画 水資源開発審議会調査企画部会報告 国土審議会委員名簿 (平成14年9月29日現在)

:会長 :会長代理

1.衆議院議員のうちから衆議院が指名した者(6人)

岩國 哲人 衆議院議員 衆野 誠亮 衆議院議員 宗議院議員 宗議院議員 令川 和穗 衆議院議員 守山 正暉 衆議院議員 松崎 公昭 衆議院議員

2.参議院議員のうちから参議院が指名した者(4人)

輿石東参議院議員西田吉宏参議院議員草川昭三参議院議員

3.学識経験を有する者(19人)

秋山 喜久 関西電力㈱代表取締役会長

井上 定彦 島根県立大学総合政策学部教授

岩崎 美紀子 筑波大学社会科学系教授

大西 隆 東京大学先端科学技術研究センター教授

加賀美 幸子 (財)千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長

川勝 平太 国際日本文化研究センター教授 小澤 紀美子 東京学芸大学教育学部教授

潮谷 義子 熊本県知事

生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

榛村 純一 掛川市長

須田 寛 東海旅客鉄道㈱代表取締役会長

丹保 憲仁 放送大学学長

中川 博次 立命館大学理工学部教授中村 桂子 ㈱生命誌研究館副館長

中村 英夫 武蔵工業大学環境情報学部教授 根本 二郎 日本郵船㈱代表取締役会長

藤原 まり子 博報堂生活総合研究所客員研究員 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科教授 矢田 俊文 九州大学大学院経済学研究院教授

# 国土審議会水資源開発分科会委員名簿

	氏名	現 職
	池淵 周一	京都大学防災研究所教授
	加賀美 幸子	財) 千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長
	嘉田 由紀子	京都精華大学教授、滋賀県立琵琶湖博物館研究顧問
	川北 和德	東京水道サービス (株) 代表取締役社長
	佐々木 弘	放送大学教授
分科会長	中川 博次	立命館大学理工学部教授
	丸山 利輔	石川県農業短期大学学長
分科会長代理	虫明 功臣	東京大学教授 (生産技術研究所 )
	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
	惠 小百合	江戸川大学教授
	山本 和夫	東京大学環境安全研究センター教授

伍十音順)

# 豊川部会委員名簿

	氏名	現 職
委員・ 特別委員	加賀美 幸子	(財) 千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長
	佐々木 弘	放送大学教授
	虫明 功臣	東京大学教授(生産技術研究所)
	村岡 浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授
専門委員	木本 凱夫	三重大学生物資源学部助教授
	田上 光大	愛知学泉大学コミュニティ政策学部教授
	花木 啓祐	東京大学大学院工学系研究科教授
	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
	松本 幸雄	(株 )ニュージェック理事
	光岡 史郎	(財)愛知·豊川用水振興協会理事長
	山内 彪	(財)日本ダム協会専務理事

伍十音順)

国土交通省設置法(平成11年7月16日法律第100号)-抜粋-

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会 社会資本整備審議会 交通政策審議会 運輸審議会

2 (略)

#### 第二款 国土審議会

(所掌事務)

**第七条** 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 国土総合開発法 (昭和二十五年法律第二百五号)、国土利用計画法 、首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号)、首都圏近郊緑地保全法 (昭和四十一年法律第百一号)、近畿圏整備法 (昭和三十八年法律第百二十九号)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和三十九年法律第百四十五号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)、中部圏開発整備法 (昭和四十一年法律第百二号)、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)、東北開発促進法 (昭和三十二年法律第百十号)、九州地方開発促進法 (昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開発促進法 (昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方開発促進法 (昭和三十五年法律第百七十一号)、中国地方開発促進法 (昭和三十五年法律第百七十二号)、北海道開発法 (昭和二十五年法律第百二十六号)、土地基本法 (平成元年法律第八十四号)、地価公示法 、国土調査法 (昭和二十六年法律第百四十三号)、北資源開発促進法 (昭和三十六年法律第二百十十号)、低開発地域工業開発促進法 (昭和三十六年法律第二百十六号)及び豪雪地帯対策特別措置法 の規定によりその権限に属させ

られた事項を処理すること。

(組織)

**第八条** 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で 組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 学識経験を有する者 二十人以内
- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。
  - 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。
- 3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

- 第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の 議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命す る。
- 3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行

の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

(国土審議会の所掌事務の特例)

**第五条** 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期限	法律
平成十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
平成十九年三月三十一日	特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

#### 国土審議会令(平成12年6月7日政令第298号)

内閣は、国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号)第十二条 の規定に基づき、この 政令を制定する。

#### (専門委員)

- **第一条** 国土審議会(以下「審議会」という。)に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 専門委員は、非常勤とする。

#### (分科会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、 審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に 属させられた事項を処理することとする。

名称	法律
土地政策分科会	国土利用計画法 (昭和四十九年法律第九十二号)
	土地基本法 (平成元年法律第八十四号)
	地価公示法 (昭和四十四年法律第四十九号)
	国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)
	国土調査促進特別措置法 (昭和三十七年法律第百四十三
	号)
首都圏整備分科会	首都圈整備法 (昭和三十一年法律第八十三号)
	首都圈近郊緑地保全法 (昭和四十一年法律第百一号)
近畿圏・中部圏整備分科会	近畿圏整備法 (昭和三十八年法律第百二十九号)
	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発
	に関する法律 (昭和三十九年法律第百四十五号)
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法
	律第百三号)
	中部圈開発整備法 (昭和四十一年法律第百二号)
	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整

	備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)
東北地方開発分科会	東北開発促進法 (昭和三十二年法律第百十号)
九州地方開発分科会	九州地方開発促進法 (昭和三十四年法律第六十号)
四国地方開発分科会	四国地方開発促進法 (昭和三十五年法律第六十三号)
北陸地方開発分科会	北陸地方開発促進法 (昭和三十五年法律第百七十一号)
中国地方開発分科会	中国地方開発促進法 (昭和三十五年法律第百七十二号)
北海道開発分科会	北海道開発法 (昭和二十五年法律第百二十六号)
水資源開発分科会	水資源開発促進法 (昭和三十六年法律第二百十七号)
豪雪地带対策分科会	豪雪地带対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号
	)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。
  - 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員(首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあっては、当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
  - 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会(首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### (部会)

**第三条** 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
  - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### (幹事)

**第四条** 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

#### (議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

#### (庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。 ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げ る課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
首都圏整備分科会	国土交通省国土計画局大都市圏計画課
近畿圏・中部圏整備分科会	
東北地方開発分科会	国土交通省国土計画局地方計画課
九州地方開発分科会	
四国地方開発分科会	
北陸地方開発分科会	
中国地方開発分科会	
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地带対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

#### (雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

#### (分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律	課
平成十五年三月三十	離島振興対策分科会	離島振興法(昭和二	国土交通省都市・地
一日		十八年法律第七十二	域整備局離島振興課
		号)	
平成十七年三月三十	山村振興対策分科会	山村振興法(昭和四	国土交通省都市・地
一日		十年法律第六十四号	域整備局地方整備課
		)	
平成十九年三月三十	特殊土壌地帯対策分	特殊土じよう地帯災	国土交通省都市・地
一日	科会	害防除及び振興臨時	域整備局地方整備課
		措置法(昭和二十七	
		年法律第九十六号)	

2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農 林水産省農村振興局農村政策課の協力を得て処理するものとする。

**附則** (平成一三年三月三〇日政令第一四九号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附則** (平成一四年三月二九日政令第七八号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成一四年四月一日政令第一三四号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

#### 国土審議会運営規則(平成13年3月15日第1回国土審議会決定)

#### (趣旨)

第1条 国土審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し 必要な事項は、国土交通省設置法(平成11年法律第100号)及び国土審議会令(平 成12年政令第298号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (招集)

第2条 審議会の会議は、会長(会長が選任されるまでは、国土交通大臣)が招集する。 2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、 あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

#### (書面による議事)

**第3条** 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、 事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴 し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

#### (会議の議事)

- 第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

#### (議事の公開)

- **第5条** 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは 第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又 は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### (分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会(第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。)に意見を聴くものとする。

#### (分科会)

- **第7条** 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該 分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することが できないときは、この限りでない。
- 2 分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な 政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意を するものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

#### (部会)

- **第8条** 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては分科会長」と 読み替えるものとする。

#### (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

#### 水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 1 3 年 8 月 2 1 日 第 1 回水資源開発分科会決定

#### (設置)

1. 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発分科会(以下「分科会」という。)に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会(以下「各部会」という。)を置く。

#### (任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、 定川部会は淀川水系における基本計画について、 吉野川部会は吉野川水 系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、 調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

#### (庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課にお いて処理する。

#### (雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

#### (附則)

この要綱は平成13年8月21日から施行する。

### 水資源開発促進法

(昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

#### (目的)

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする 地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系に おける水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長 と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (基礎調査)

- 第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規 定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

#### (水資源開発水系の指定)

- 第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び<u>国土審議会の意見を聴いて、</u>当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。
- 2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項 に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定 を求めることができる。
- 3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

#### (水資源開発基本計画)

- 第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。
- 2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

- 3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発 について十分の考慮が払われていなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。
- 5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。
- 6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

#### 第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

#### (国土審議会の調査審議等)

- 第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。
- 2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出 席して、意見を述べることができる。

#### 第七条から第十条まで 削除

#### 第十一条 削除

#### (基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。) の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

#### (基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

#### (損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

# 附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

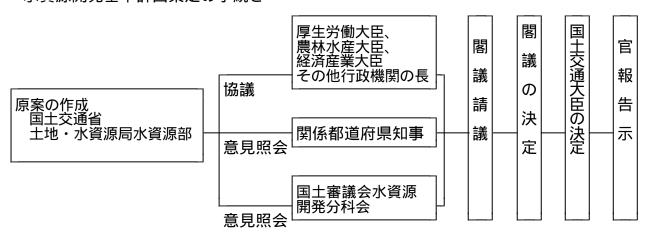
# 水資源開発基本計画について

#### (1)水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

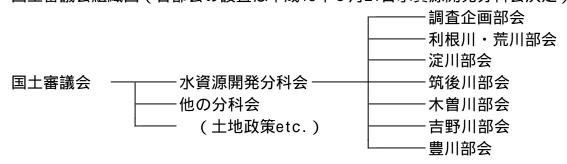
水資源開発基本計画(フルプラン)は、水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系を水資源開発水系(以下、「指定水系」という)として指定し、この水資源開発水系に係る地域について、策定することとしている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事と国土審議会水資源開発分科会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定する。また、フルプランについても、同様の手続により決定、変更される。

#### 水資源開発基本計画策定の手続き



国土審議会組織図(各部会の設置は平成13年8月21日水資源開発分科会決定)



#### (2)水資源開発基本計画策定に関する経緯

現行の水資源開発基本計画については、平成12年12月に出された水資源開発審議会調査 企画部会報告を踏まえて、近年の経済社会の情勢や各地で生じている渇水の頻発等、水資 源をとりまく状況の変化に対応し、全部改定を進めている。

#### 審議会

#### 1)水資源開発審議会

新しい水資源開発基本計画の策定のための円滑な調査審議を図るため、水資源開発審議会に調査企画部会を設置し、各水系の基本計画に共通する事項について調査審議することとした。これまで、日本の水資源の現状と課題等について議論を行っている。

調査企画部会設置以降の経緯は以下のとおり。

平成11年5月14日 水資源開発審議会に調査企画部会を設置

平成12年2月2日 第1回調查企画部会

平成12年4月4日 第2回調査企画部会

平成12年10月26日 第3回調査企画部会.....部会報告骨子を審議

平成12年11月30日 第4回調查企画部会

平成12年12月25日 水資源開発審議会 ......部会報告を了承

#### 2)国土審議会水資源開発分科会

平成13年8月21日 国土審議会水資源開発分科会.....新しい部会の設置

平成13年12月13日 国土審議会水資源開発分科会……吉野川水系の審議

平成14年10月31日 国土審議会水資源開発分科会......利根川・荒川水系の審議

#### 3)各水系部会

平成13年10月19日 吉野川部会

平成13年11月9日 吉野川部会

平成14年1月23日 利根川・荒川部会

平成14年5月9日 利根川・荒川部会

平成14年5月21日 淀川部会

平成14年10月16日 利根川・荒川部会

平成14年10月31日 淀川部会

#### 都府県担当課長会議

これまで、東京における水資源開発基本計画関係都府県会議の開催及び各水系ごとの水 資源開発基本計画担当課長会議の開催を通じて、関係都府県に水資源開発基本計画に係る 需要想定エリアについての照会等の依頼等を行うとともに、各水系における水資源開発基 本計画の進め方等についての情報交換を行っている。

#### 関係行政機関との調整

水資源開発基本計画の策定に係る調査等について、関係行政機関において情報交換、意 見交換を逐次行っている。

#### 地方合同会議の開催

水資源開発基本計画の策定にあたり、関係都府県及び地方支部部局を含めた情報交換、 意見交換を行い、合意形成を図っている。

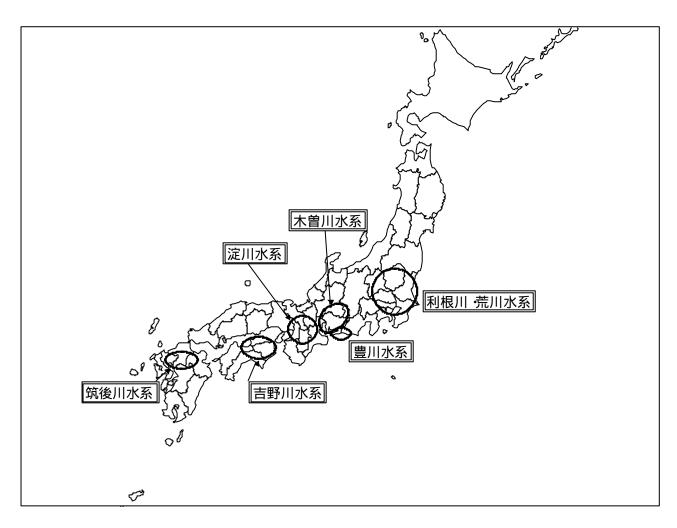
#### 基礎調査の実施

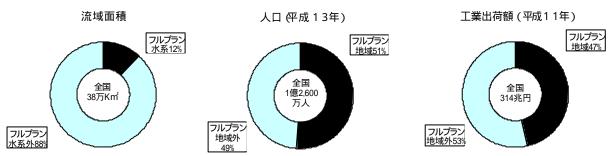
- ・水需給調査に係る需要想定エリアについて各都府県に照会
- ・需要実績調査を各都府県に依頼
- ・供給実績調査を各都府県に依頼
- ・需給実績調査(農業用水)を農林水産省に依頼
- ・事業進捗状況調査を各省に依頼
- ・吉野川水系における需給想定調査を各県に依頼
- ・利根川水系及び荒川水系における需給想定調査を各都県に依頼
- ・淀川水系における需給想定調査を各府県に依頼

#### 計画の変更

平成14年2月15日 吉野川水系における水資源開発基本計画の全部変更 (水需給計画の変更)

# フルプラン水系





(平成14年版 日本の水資源より)

		小真脚開光至平前回 <b>0</b> 概要 (2002年2月10日城口)					
事	項	利根川水系及び荒川水系	豊川水系	木曽川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系	锭	1962年4月27日(利根川水系) 1974年12月24日(荒川水系)	1990年2月6日	1965年6月25日	1962年4月27日	1966年11月18日	1964年10月16日
計当画	当初決定	1976年 4 月16日 (利根川水系のみ1962年 8月17日)	1990年5月15日	1968年10月15日	1962年8月17日	1967年3月14日	1966年2月1日
	<del>別言 </del> 画	1988年2月2日 (次)		1993年3月26日 (次)	1992年8月4日 (次)	2002年2月15日 (次)	1989年 1 月24日 ( 次)
定 -	一部変更	2001年9月14日	1999年4月2日	1997年12月19日	2001年9月14日		1999年1月29日
計画	目標年度	1986 - 2000	- 2000	1986 2000	1991 2000	- 2010	1986 - 2000
新規	水需要	約170㎡ / s	約 5.4㎡ / s	約 34㎡/s	約60㎡/s	約 22㎡ / s	約 17.7 ㎡ / s
7	水道用水	約 93㎡/s	約 2.3㎡ / s	約 14㎡/s	約 42 ㎡/s	約 10㎡/s	約 5.0 ㎡/s
-	工業用水	約 35㎡/s	<del></del> -	約 6㎡/s	約 10 ㎡/s	約 12㎡ / s	約 2.7 ㎡/s
F	農業用水	約 43㎡/s	約 3.1㎡ / s	約 14㎡/s	約 9 m³/s		約 10.0 ㎡/s
供給給	施設名	< 利根川水系 > < 荒川水系 > 電子 浦野発	1 設築ダム 豊川総合用水 <改築事業> 豊川用水施設 緊急改築 豊川用水二期	三重用水 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	語語が 日吉ダム たま知ダム 布目ダム の 一川上ダム 6 大学ダム 8 猪子が 10 日野川城一地では 11 宇治山高原北部半 12 大和高原北部業) 13 その他(2事業)	<改築事業> 香川用水施設 緊急改築	福筑が出水 (4 電子) (4 電子) (4 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年
	開発水量	約 127 ㎡/s ( 3.0 ㎡/s)	約 4.1㎡ / s	約 46 ㎡/s [ 34 ㎡/s]	約 56 ㎡/s [ 49 ㎡/s]		約 15.1 ㎡/s

注1.計画目標年度欄の木曽川水系及び淀川水系については、2001年度以降の需要の発生にも対処することとしている。 2.新規水需要欄の吉野川水系については、2010年度を目途とする吉野川水系依存量であり、計画目標年度内の新規水需要とは異なる。 3.供給施设名欄の 番号は、水資原開発公団が事業主体であることを示す。 4.上記施設による新規開発水量欄の( )書きは既存水利の有効利用で外書き、[ ]書きは計画目標年度における新規開発水量で内書きである。

#### 水資源開発審議会調査企画部会報告の概要

新しい水資源開発基本計画の策定のための円滑な調査審議を図るため、平成11年5月14日、水資源開発審議会に調査企画部会を設置し、各水系の基本計画に共通する事項について調査審議することとし、平成12年12月25日に行われた第69回水資源開発審議会において、下記の報告が了承された。

今後、各水系において水資源開発基本計画の策定を行うに当たっては、各水系ごとに本報告を踏まえた十分な調査審議が行われることが期待されている。

#### 構成

- 1.はじめに
- 2.新しい水資源開発基本計画のあるべき姿水系毎の実状に応じた計画需要と供給の全体像を見とおした計画水利用の安定性確保の観点からの水需給の検討既存施設の有効活用なども含めた多様な施策の展開
- 3 . 新しい水資源開発基本計画策定上の留意点
  - 1)水需要の的確な把握
  - 2) 水利用の安定性の点検
  - 3)水需給に関する多様な施策の展開 計画的な水資源開発施設の整備 既存施設の有効活用
    - ア 計画的かつ機動的な改築・更新
    - イ 施設の効果的・弾力的活用
    - ウ 用途間の転用 水源の多様化 節水への対応
  - 4)その他重要事項

新しい計画を策定する上で検討すべき事項

- ア 流域圏における健全な水循環系の構築
- イ 水質の保全・向上
- ウ 水源地域対策
- エ その他検討すべき事項 政策評価
- 4.水資源施策に関するその他の議論

#### 豊川水系の概要

#### 1.流域の概要

豊川は、その源を愛知県北設楽郡設楽町の段戸山(標高1,152m)に発し、山間渓谷を流れて当貝津川、巴川等の支川を合わせて南下し、愛知県南設楽郡鳳来町長篠地先で宇連川と合流し、その後、豊橋平野で宇利川、間川等の支川を合わせ、豊川市行明で豊川放水路を分派し、豊橋市内を流れ神田川、朝倉川等の支川を集めた後、三河湾に注ぐ幹川流路延長77km、流域面積724km²の一級河川である。

流域の地形は、北西部に広がる標高600~700mの起伏の少ない三河高原と、東側に連なる標高400~600mの急峻な弓張山脈に挟まれた地形を基盤に形成されている。下流域の豊橋平野は、東西両山地の間に形成された三角州、扇状地の平地であり、山地の麓には小坂井台地と豊川左岸段丘があり、その間が河川氾濫原の豊川低地となっている。

豊川流域の面積(724km²)は、愛知県全体の約14%を占める。沿川市町村の土地利用の現況は、 愛知県全体に比較して森林・原野の占める割合が64%と高く、逆に宅地の占める割合は、8%と 低くなっている。

豊川上流部は大部分が森林に覆われ、流域内の年間降水量(昭和36年~平成9年)は上流域で約2,400mm、中流域で約2,200mm、下流域で約1,800mmあり、全国レベルで比較すると多雨地域に属しており梅雨期及び台風期に降雨が集中している。

豊川流域及び利水地域の市町村は5市9町2村ある。人口は約79万人(平成12年)であり、上流域に約2万人、中流域に約17万人、下流域に約39万人、利水地域に約21万人が生活している。

(注)出典:豊川水系河川整備計画(平成13年11月28日 国土交通省中部地方整備局)

#### 2. 治水の概要

豊川では中世より霞堤を主体とした治水対策がとられてきたが、沿川では洪水のたびに甚大な被害を被っていた。本格的な治水事業は、内務省が昭和2年度に豊川改修計画策定に着手したのに始まる。計画では、豊川の基準点石田の計画高水流量を3,800m³/sとし、豊川本川下流部の改修により流下可能な流量を2,300m³/sとして、残り1,500m³/sを新たに設ける放水路で処理することとした。この計画に基づき、昭和13年度から直轄改修工事として放水路建設工事に着手した。

その後、昭和33年8月洪水、昭和34年9月伊勢湾台風による洪水と相次いで計画高水位に近い大出水があり、これを契機に石田地点における基本高水流量を4,700m³/sとし、上流に洪水調節施設を設け600m³/sを調節する計画に変更し、石田地点における計画高水流量を4,100m³/sとした。さらに、昭和43年8月、昭和44年8月と大洪水が相次ぎ、特に、昭和44年8月台風7号による洪水では、石田地点の当時の基本高水のピーク流量4,700m³/sに迫る約4,600m³/sの記録的な大出水となり、江島地区では破堤するなど甚大な被害を被った。このため、基本高水及び計画高水流量の再検討を行い、加えて流域の開発が著しいことに鑑み、昭和46年3月に石田地点における基本高水のピーク流量を7,100m³/sとする計画を決定した。その際、新たに中下流部支川の合流量を勘案して、当古地点での計画高水流量を4,550m³/s、豊橋地点で2,850m³/s、石田地点で4,100m³/sとし、残り3,000m³/sを洪水調節施設で分担することとした。

この計画を受けて、改修工事は本川下流部の狭さく部対策に重点がおかれ、昭和46年度から15年間を要し約100戸の家屋移転を伴う築堤、護岸等の改修工事を実施し、引き続き昭和63年度からは牛川地区の築堤等を進めている。

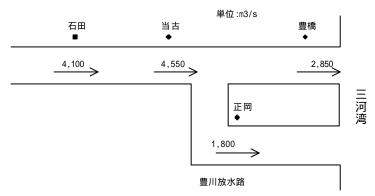
一方、中流部に関しては無堤地区等の築堤や水衝部対策を重点に改修工事を進め、右岸支川の 合流点処理等に合わせ平成8年度までには東上霞堤を締め切った。また、氾濫被害の多かった支 川間川については河道の拡幅と付け替えが行われ、昭和63年度までに本川合流部を残し概成した。

また、洪水調節施設の1 つとして、昭和53年度より設楽ダムの実施計画調査に着手し、現在、 地質調査などを実施している。

基本高水のヒー	ク流量寺一覧表	₹

河川 基準地点		基準地点	基本高水のピーク流量 (㎡/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 ( m <sup>3</sup> s )	
豊	Ш	石 田	7,100	3,000	4,100	

# 豊川計画高水流量図



#### 主要な既往洪水一覧表

及	見り	志皇	乙四地上达是	<b>沙宝笠</b>
発生年月日	原因	雨量	石田地点流量	被害等
明治37年7月	台風	253 mm/日	,	死者 行方不明 29 人、負傷者 10 人、 全壊流失 218 棟、半壊 329 棟、 床上浸水 4,514 棟、床下浸水 3,144 棟
昭和34年9月	台風15号 (伊勢湾台風)	191 mm/日	約 3,200 m3/sec	死者 11 人、負傷者 255 人、 全壊流失 904 棟、半壊 2,550 棟、 床上浸水 241 棟、床下浸水 801 棟
昭和40年9月	台風24号	172 mm/日	約 3,000 m3/sec	負傷者 5 人、 全壊流失 1 棟、半壊 2 棟、 床上浸水 179 棟、床下浸水 3,121 棟
昭和43年8月	台風10号	185 mm/日	約 3,400 m3/sec	死者 6 人、負傷者 10 人、 全壊流失 28 棟、半壊 21 棟、 床上浸水 247 棟、床下浸水 1,602 棟
昭和44年8月	台風7号	273 mm/日	約 4,600 m3/sec	全壊流失 7 棟、 半壊 :床上浸水 919 棟、 床下浸水 838 棟
昭和49年7月	台風8号	286 mm/日	約 3,800 m3/sec	死者 1 人、負傷者 8 人、 全壊流失 8 棟、半壊 41 棟、 床上浸水 1,073 棟、床下浸水 6,705 棟
昭和54年10月	台風20号	178 mm/日	約 4,400 m3/sec	全壊流失 4 棟、半壊 4 棟、 床上浸水 34 棟、床下浸水 156 棟
昭和57年8月	台風9号	200 mm/日	約 2,900 m3/sec	負傷者 5 人、 半壊 1 棟、 床上浸水 118 棟、床下浸水 1,158 棟
平成3年9月	台風18号	154 mm/日	約 2,700 m3/sec	床上浸水 1 棟、床下浸水 17 棟
平成6年9月	台風26号	180 mm/日	約 3,000 m3/sec	負傷者 19 人、 全壊流失 6 棟、半壊 84 棟、 床下浸水 1 棟

- 注1) 石田地点流量は、実測最大流量(毎正時)を示す
- 注2) 雨量は石田上流でのティーセン分割による流域平均日雨量を示す 注3) 被害等は 愛知県災害誌 、 災害の記録」(愛知県)による豊川沿川市郡町村単位の合計値 ただし、昭和4年8月洪水は 氷害統計」による水系全体の数値
- 注4)被害等は集計上、支川被害、内水被害等を含む

(注)出典:豊川水系河川整備基本方針(平成11年12月1日 国土交通省河川局) 豊川水系河川整備計画(平成13年11月28日 国土交通省中部地方整備局)

#### 3. 利水の概要

豊川は、永禄10年(1567年)に松原用水の井堰が完成したのを始め、明治41年(1908年)に見代水力発電所が運転開始し(昭和34年廃止) また、昭和5年には豊橋市上水が取水を開始するなど、古くから沿川の水道用水、農業用水、発電用水の水源として利用されてきた。一方、豊川沿川を除く東三河地域及び静岡県浜名湖西部地域では、河川水や地下水などの水資源に恵まれず、かつては絶えず干害が起こり、ところによっては飲料水にも事欠いていた。

戦後、食糧増産対策として東三河地域を対象とする豊川農業水利事業が昭和24年に農林省の国営事業として着工されたが、天竜東三河地域が昭和26年に国土総合開発法に基づく特定地域に指定されたことから、豊川農業水利事業が天竜東三河特定地域総合開発計画に取り入れられることとなり、静岡県浜名湖西部地域を含めた広域的な総合開発事業として水道用水、工業用水を含む豊川用水事業に進展し、昭和43年に完成した。

さらに、豊川水系は、水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定され、平成2年には水 資源開発基本計画が決定された。この基本計画に基づき大島ダム建設等の豊川総合用水事業や設 楽ダム建設事業による水資源開発、水利用の合理化などが計画、実施されている。

(注)出典:豊川水系河川整備計画(平成13年11月28日 国土交通省中部地方整備局)

#### 4.河川環境の概要

豊川は山間渓谷部を急勾配で下り、その後豊橋平野で蛇行を繰り返しながら瀬や淵を形成し、緩やかに流れ、良好な水質や豊かな河道内の樹木群により良好な生物の生息・生育環境を育んでいる。

豊川の水質は、上流部に汚濁源がほとんどなく清浄であり、中流部の新城市付近において多少汚染されるが、豊川の汚濁源の大部分は下流放水路分流後の都市域である。江島橋地点における水質状況は平成10年のBOD75%値で0.5mg/I、平成13年のBOD75%値で0.6mg/Iであり、経年的にもここ数年1.0mg/I以下であまり変化はなく、清浄な河川が維持されている。

一方、渇水時には河川流量が著しく減少し、夏期において河川流量の減少により水温の上昇を もたらし、アユが衰弱して細菌性感染症となり大量死するという問題が起きている。また、豊川 等が流れ込む閉鎖性水域である三河湾では、近年水質が悪化し赤潮の発生等が頻発している。

(注)出典:豊川水系河川整備計画(平成13年11月28日 国土交通省中部地方整備局) 1998日本河川水質年鑑(社団法人日本河川協会編) 平成13年全国一級河川の水質現況(平成14年7月 国土交通省河川局)

### 

豊川水系環境基準類型指定

#### 水質保全対策

区分	摘要
環境基準設定	(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)
	豊川、豊川放水路、宇連川 昭和46年5月25日 閣議決定
排水規制	(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例)
	愛知県条例 昭和47年3月29日 告示
	昭和47年 4月 1日 施行
生活排水対策	柳生川生活排水対策事業(平成元年度~平成9年度)
	朝倉川生活排水対策事業(平成元年度~平成6年度)
下水道整備	豊川流域下水道(対象市町:豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、
	音羽町、一宮町、小坂井町、御津町)
	豊橋市公共下水道(流域下水道の処理区域外を豊橋市が単独で処理)
その他	東三河環境行政連絡協議会
	豊川 矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会

閣請	義 決	定	総理府告示		内容
年	月	日	年月日	番号	
平成	2. 6		平成 2. 2. 9	第 4 号	水系指定
2.	5.15		2. 5.17	第 10 号	計画決定(水需給計画の決定、設楽ダム、 豊川総合用水、豊川用水施設緊急改築)
11.	4. 2		11. 4. 7	第 20 号	一部変更(豊川用水二期の追加、 豊川総合用水の事業主体変更その他)

#### 事業諸元の変遷

	需要の見通しの年度	用途別需要の見通し	供給の目標
第 1 次	~ 平成 12 年度	水道用水約 2.3 m³/s工業用水見込まれない農業用水約 3.1 m³/s	約 5.4 m³/s

- (注)1.当該計画期間において、指定水系の河川に依存する水量から既に手当てされた水量を差し引いた水量を、用途別需要の見通しとしている。
  - 2.各数値は全部変更直前の一部変更に記載されている数値を用いている。
  - 3.用途別需要の見通しの数値は、水道用水、工業用水は年間最大取水量、農業用水は年間平均取水量を表す。

#### 豊川水系における水資源開発状況

#### (1)完成施設

, ,						
区分	事業名	工期	事業目的	事業主体	開発水量	諸元
1次	豊川総合用水	S52 ~ H13	W,A	水公団	3.0m3/s	大島ダム
						(有効貯水容量約 11,300 千 m3)
						調整池
						大原調整池、万場調整池、
						芦ヶ池調整池、蒲郡調整池
						等

#### (2)完成施設(改築事業)

区分	事業名	工期	事業目的	事業主体	諸元		
1 次	豊川用水施設緊急改築	H 元 ~ H10	W,I,A	水公団	宇連ダムの改築		
					支線水路改築 延長 81km		
						等	

#### (3)事業中施設

(2) 37 2	/ テ <del>木</del>   ルロス									
区分	事業名	工期	事業目的	事業主体	開発水量	諸元				
1次	設楽ダム	S53 ~	F,N,W,A	国交省	約 1.1m3/s					
ŀ										

#### (4)事業中施設(改築事業)

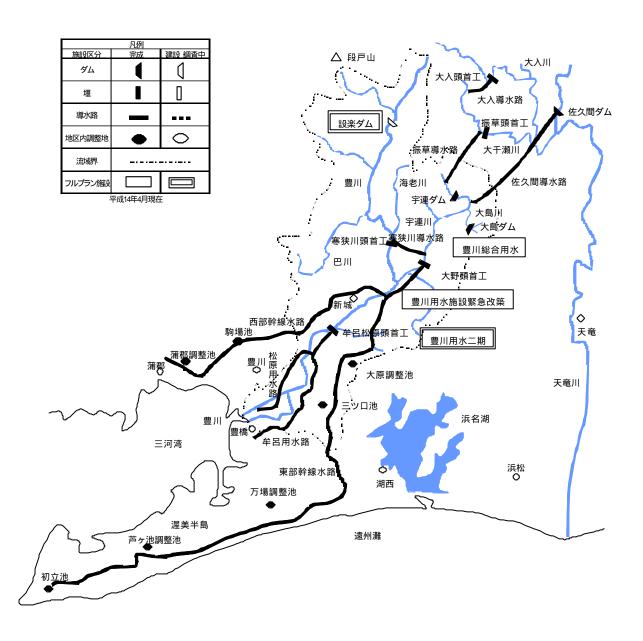
( <u> </u>	未11.10以(以未于未 <i>)</i>						
区分	事業名	工期	事業目的	事業主体	諸元		
1次	豊川用水二期	H11 ~ H20	W,I,A	水公団	幹線水路		
					改築・補強 延長 34km		
					併設水路 延長 58km		
					支線水路改築 延長 51km		
					等		

#### (5)完成施設(フルプラン以外)

(0)00	-	<u> </u>	,			
区分	事業名	工期	事業	事業主体	最大取水量	諸元
			目的			
	豊川用水	S24 ~ S42	W,I,A	農水省	30.0m3/s	宇連ダム
				(S24 ~ S36)	(大野取水口)	(有効貯水容量
						約 28,420 千 m3)
				愛知用水公団	8.0m3/s	調整池
				(S36 ~ S43)	(牟呂松原取水口)	駒場池、三ツ口池
						初立池
				水公団		幹線水路延長 112.0km
				(S43 ~)		支線水路延長 572.1km
						等

(注) F:洪水調節、N:不特定、W:水道用水、I:工業用水、A:農業用水

# 豊川水系水資源開発事業位置図



# 事業進捗状況

【事業名】: 設楽ダム建設事業

【水系名】: 豊川水系 【河川名】: 豊川

【事業主体名】: 国土交通省

【現行計画上の予定工期】: 昭和 53 年度から

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、愛知県東三河地域の 農地に対し必要な農業用水及び愛知県の水道用水の確保等を行うものとする。

【利水予定者別の開発水量、導水量等事業内容】

(単位 m3/s) **≱**7 ± ⊞ 曲米ロシ

	水道用水	工業用水	辰兼用小	āΤ
開発水量、導水量等		-		約1.1
愛知県		-		約1.1

#### 【事業費の推移】

(単位:百万円)

	全 体					(
		~ 平成10年度	平成11年度	平成 12 年度	平成 13 年度	14年度以降
事業費	200,000		1,151	1,110	1,000	190,477
(累計)	(注1)	6,262	7,413	8,523	9,523	200,000
(事業費進捗率)	` '	<b>3</b> .1% )	(3.7%)	(4.3%)	(4.8%)	(100.0%)

(注1)総事業費は、特定多目的ダム法による基本計画で正式に決定される。

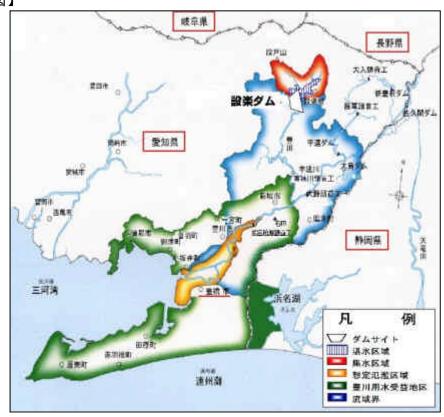
(注2事業費については、平成12年度までは最終変更後、平成13年度は当初

#### 【事業の具体的進捗状況】

地質調査、環境調査等の各種調査を継続実施。

平成 14 年 9 月 19 日に地元と「設楽ダム用地測量及び物件調査に関する覚書」を締結した。 今後、用地調査に着手する。

#### 【事業概要図】



# 事業進捗状況

【事業名】 豊川用水二期事業

【水系名】 豊川水系

【河川名】 豊川

【事業主体名】 水資源開発公団(主務大臣:厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣)

【現行計画上の予定工期】 平成 11 年度から平成 20 年度まで

【事業目的】この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給並びに愛知県の水道用水並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川 用水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。

#### 【事業費の推移】

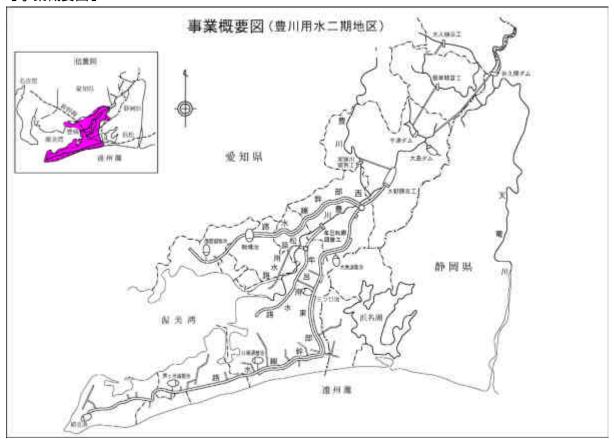
(単位:百万円)

	全 体						
		~ 平成	10年度	平成11年度	平成 12 年度	平成 13 年度	14年度以降
事業費	111,500			498	3,291	8,927	98,783
(累計)				498	3,789	12,716	111,500
(事業費進捗率)		(	%)	<b>(</b> 0.4% )	<b>3</b> .4% )	(11.4%)	(100.0%)

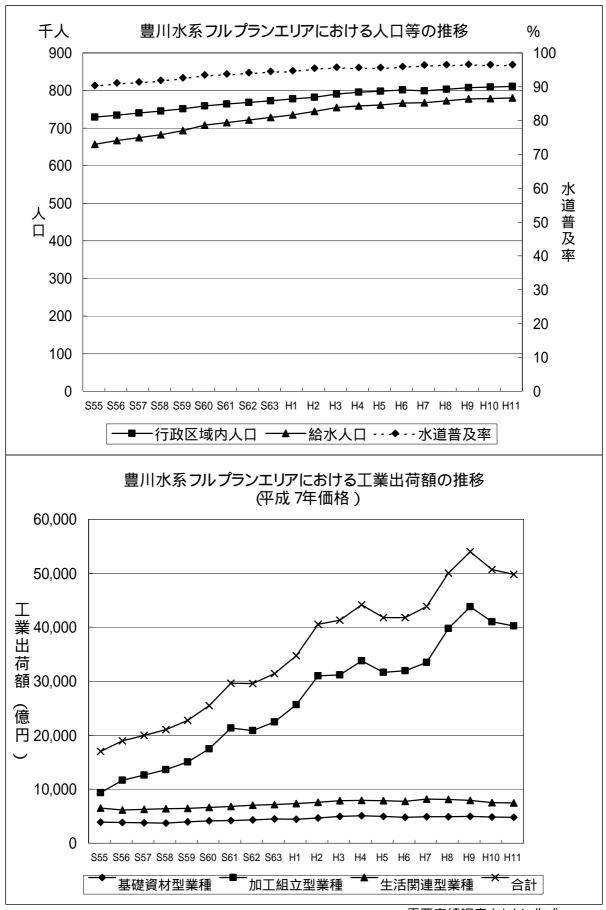
平成11年度までは補正後、平成12年度、平成13年度は当初

【工事の具体的な進捗状況】平成 14 年度末までに、併設水路約 58km のうち約 12km の新設を行うとともに、約 85km の水路の改築のうち約 19km の改築を行う予定である。

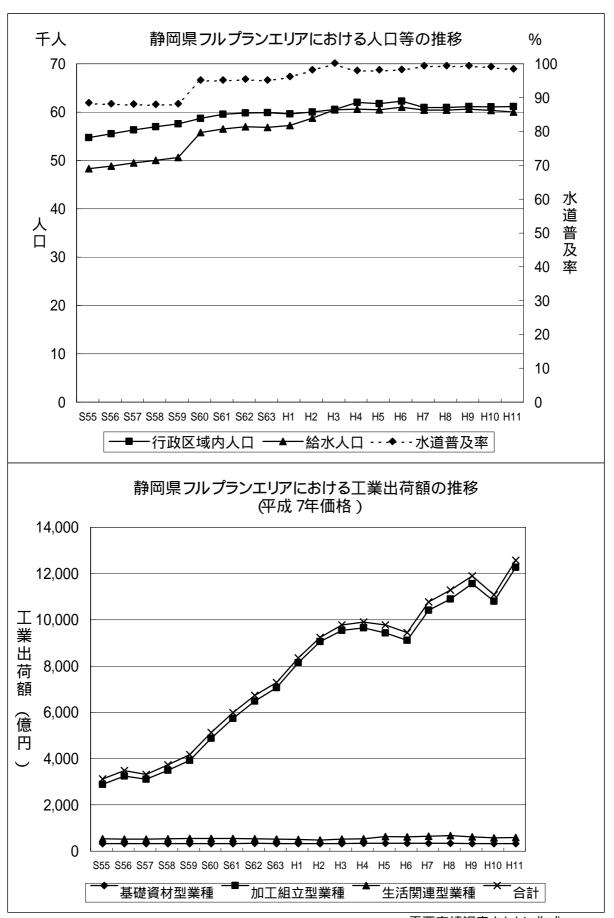
#### 【事業概要図】



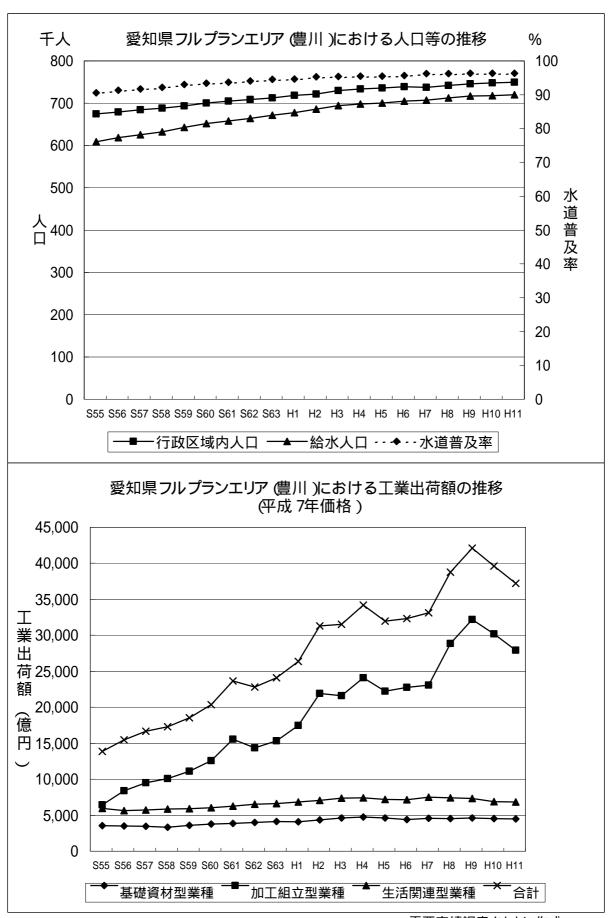
# 1.人口、工業出荷額等の推移



需要実績調査をもとに作成

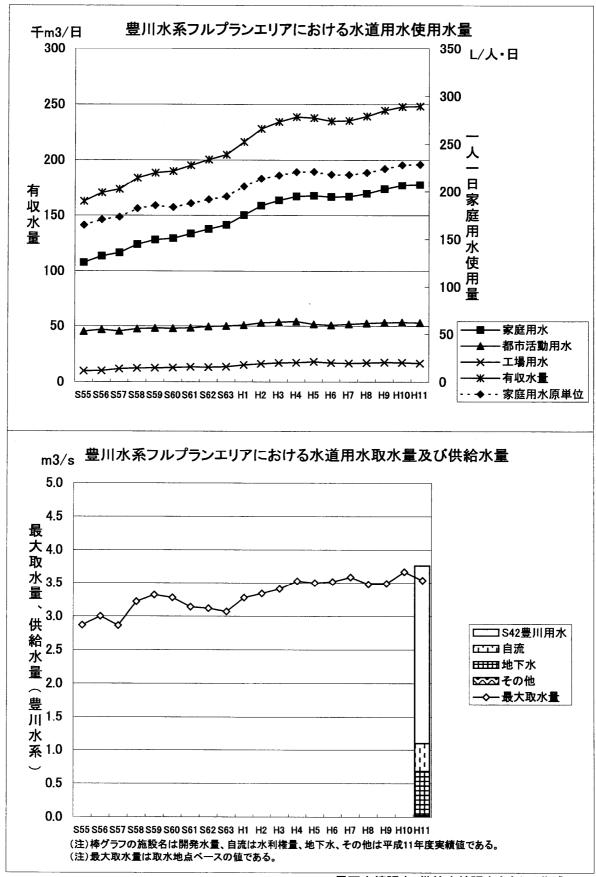


需要実績調査をもとに作成

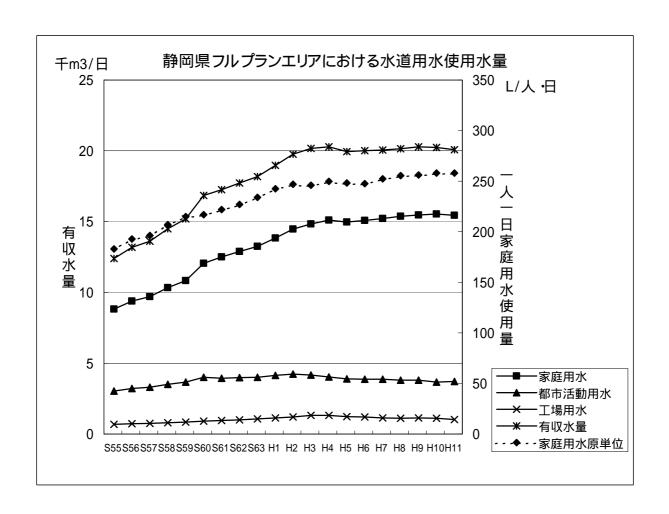


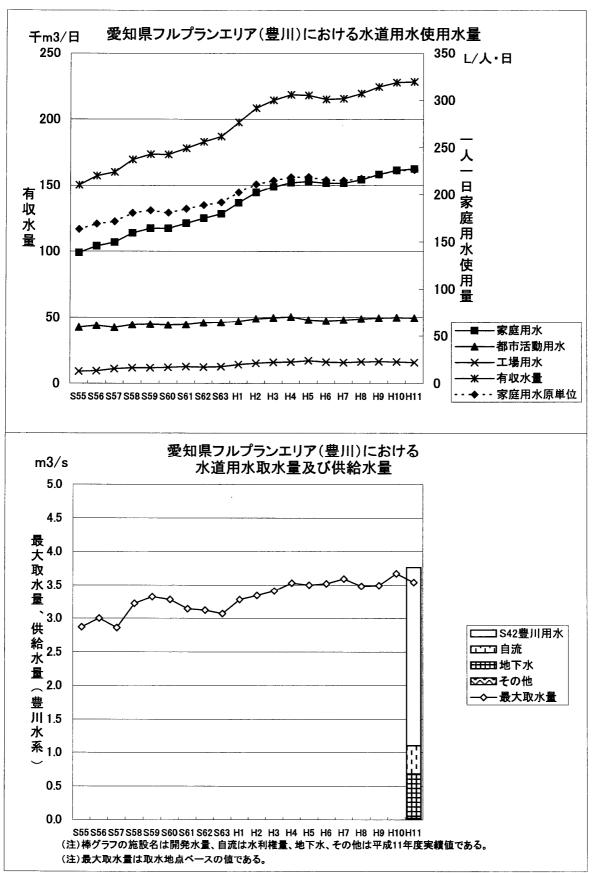
需要実績調査をもとに作成

# 2. 水道用水の使用実績、上水道の需給の状況



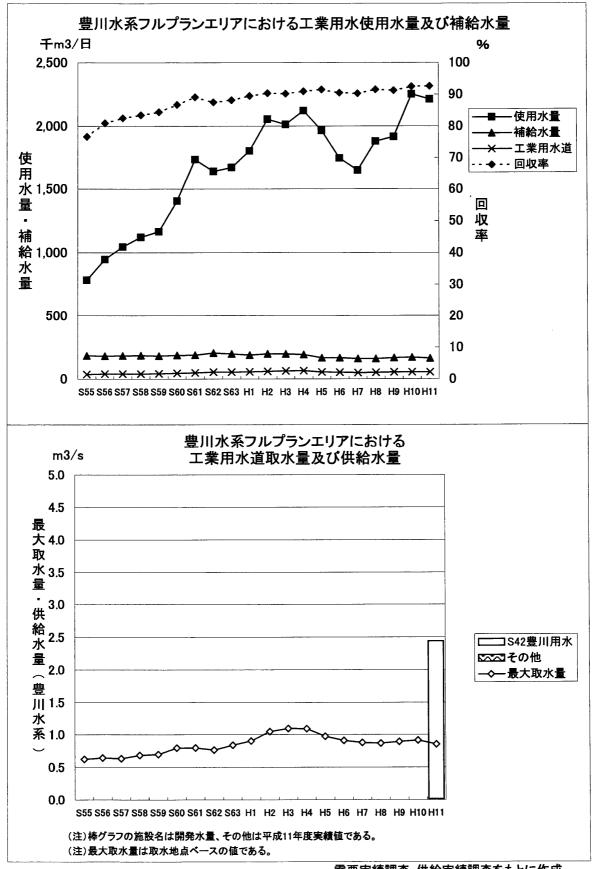
需要実績調査・供給実績調査をもとに作成



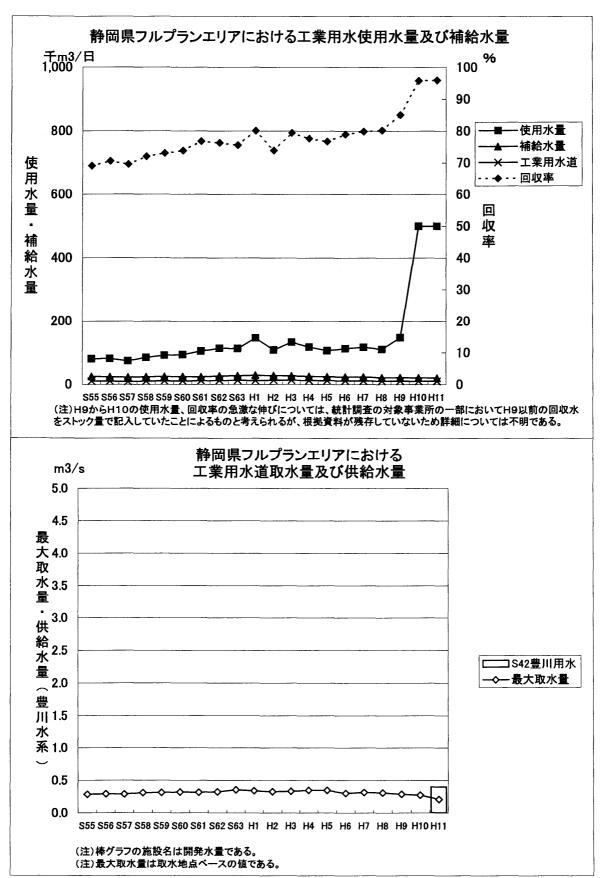


需要実績調査・供給実績調査をもとに作成

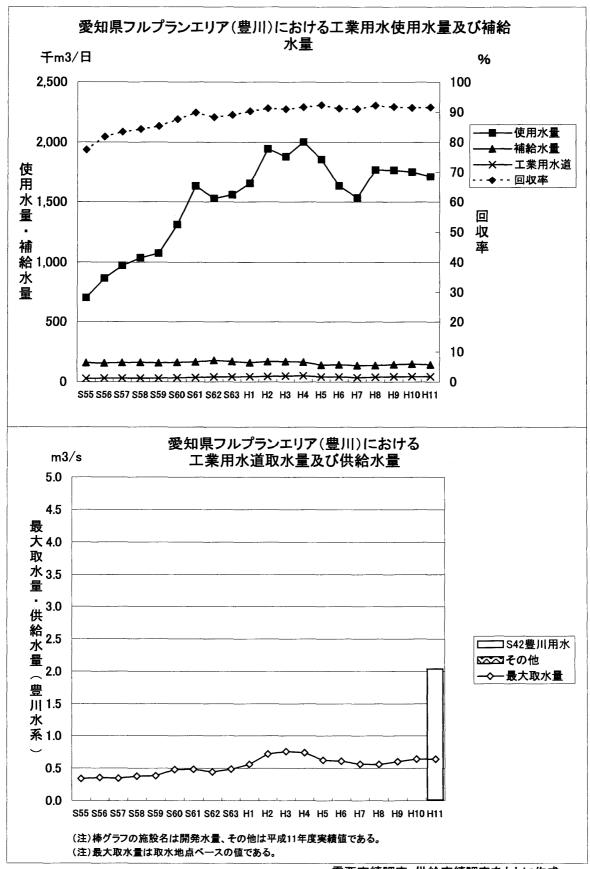
# 3. 工業用水の使用実績、工業用水道の需給の状況



需要実績調査・供給実績調査をもとに作成

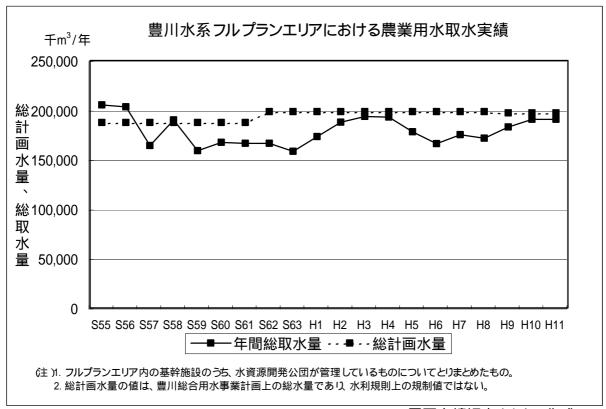


需要実績調査・供給実績調査をもとに作成



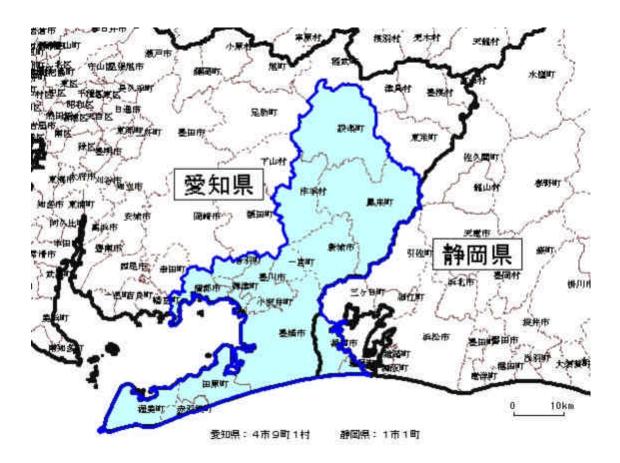
需要実績調査・供給実績調査をもとに作成

# 4.農業用水の需給の状況



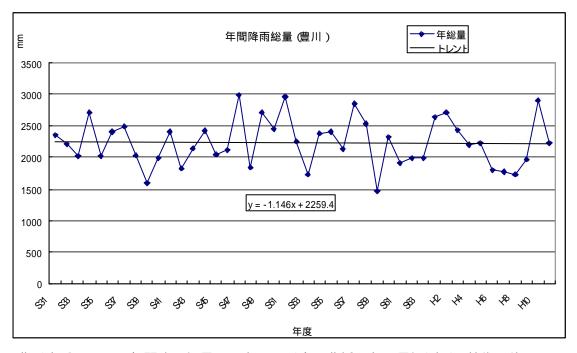
需要実績調査をもとに作成

# 5.豊川水系フルプランエリア図



# 降水量及び流況

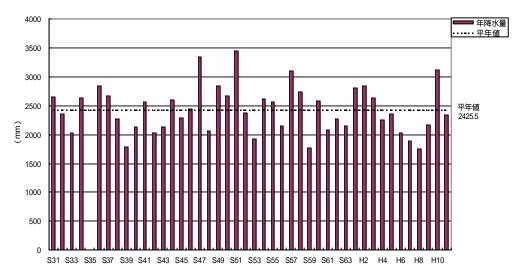
# 豊川の年間降雨総量



豊川水系における年間降雨総量は、布里、川合、豊橋の各雨量観測所の算術平均 出典:布里、川合:雨量年表(国土交通省河川局編) 豊橋:気象庁資料

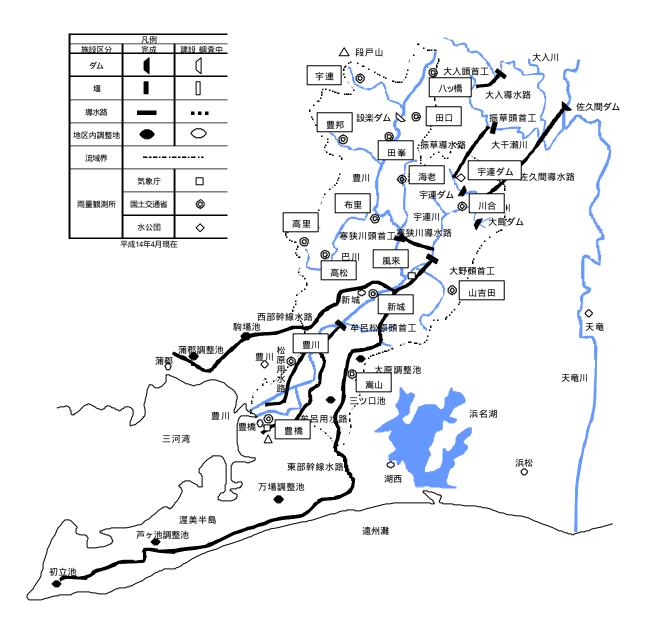
# 降水量

川合地点の年降水量 (愛知県南設楽郡鳳来町)



(注)雨量年表(国土交通省河川局編)より作成 S35年は、データ無し。S37年は、欠測を含む。

# 豊川水系雨量観測位置図

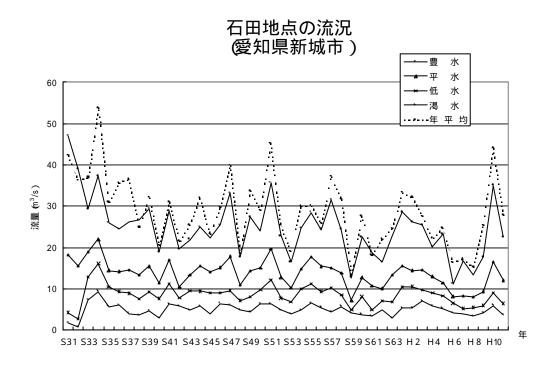


流況

石田地点(豊川水系)の流況(昭和21年~平成11年) (欠測:昭和30年)

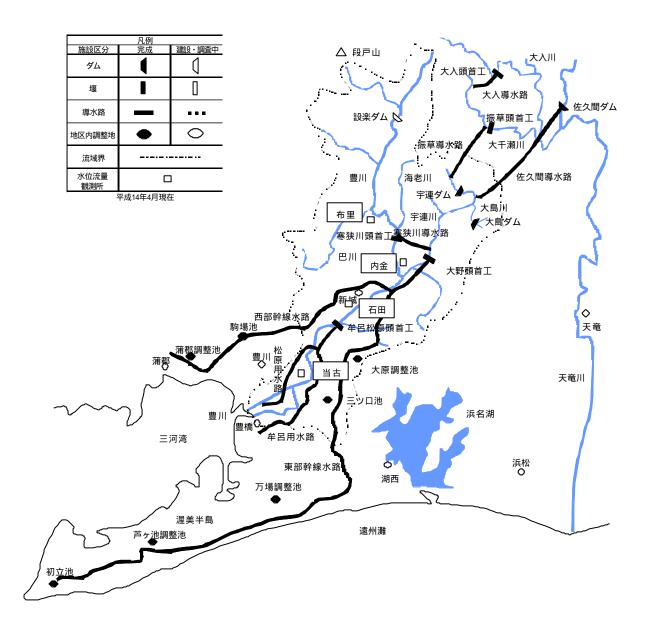
区分	流量
豊水流量	25.28㎡/s
平水流量	13.94
低水流量	8.62
渇水流量	4.94
年平均流量	28.66

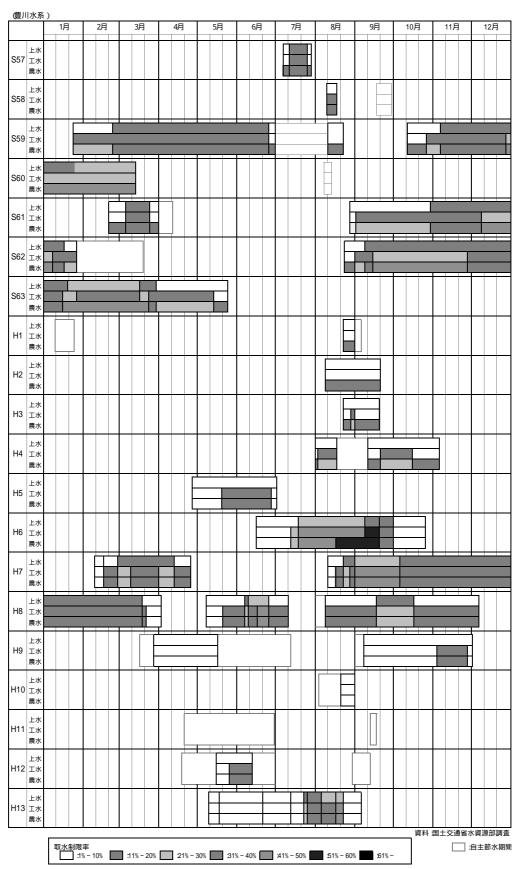
豊水流量:1年を通じて95日はこれを下らない流量 平水流量:1年を通じて185日はこれを下らない流量 低水流量:1年を通じて275日はこれを下らない流量 渇水流量:1年を通じて355日はこれを下らない流量



# (注)流量年表(国土交通省河川局編)より作成

# 豊川水系流量観測位置図





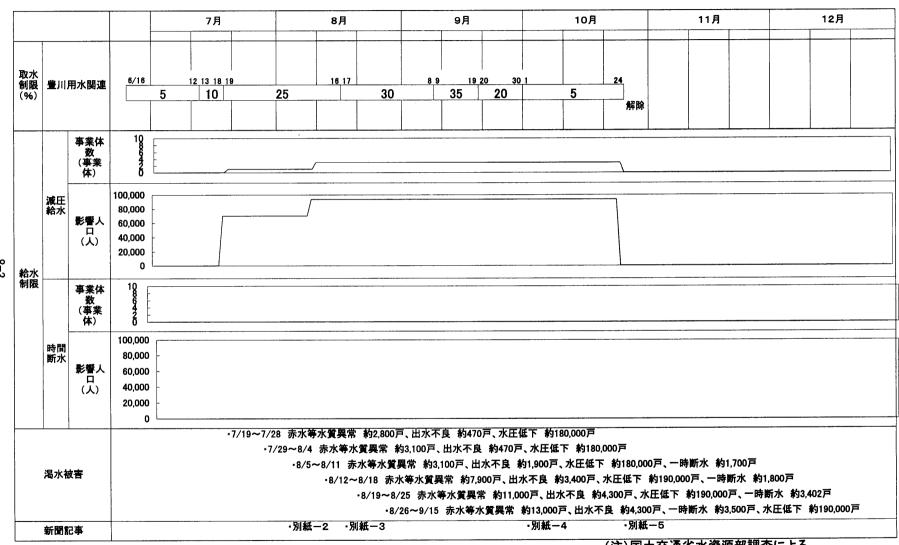
# 豊川水系の主な渇水被害の状況

年	取水制限期間	水系名	最大	取水制	限率		上水道の	給水制限状況	工業	用水道の給水制限状況	渇水被害の状況
	4次/小市川代共71日	小ボロ	上水	工水	農水	事業体	影響人口	給水制限期間	事業体	給水制限期間	お小阪古の4/ル
S59	\$59.1.24 ~ \$59.8.22	豊川水系	15	20	40	-	-	- ~ -	3	\$59.1.24 ~ \$59.8.22	
S59 S60	\$59.10.12 ~ \$60.3.13	豊川水系	22	27	44	5	54,000	\$60.1.25 ~ \$60.3.13	3	\$59.10.12 ~ \$60.3.13	蒲郡市、一宮町、赤羽根町、渥美町の約1,500戸で一時断水、音羽町、一宮町の約30戸で出水不良が発生した。(累計) 宇連ダム枯渇(S60.1.28~2.9) 佐久間ダムからの緊急期間外導水、豊川本流からの緊急取水を実施。
S61 S62	S61.8.28 ~ S62.1.26	豊川水系	20	27	44	2	485	\$61.12.8 ~ \$62.1.7	2	S61.8.28 ~ S62.1.26	渥美町で一時断水、蒲郡市及び豊川市の約100戸で赤水発生、豊橋市及び渥美町の約320戸で出水不良が発生した。(累計) ・農作物については、定植の遅れ、生育不良等の被害が全体の約7割~8割に発生した。
S62 S63	\$62.8.24 ~ \$63.5.24	豊川水系	24	31	48	10	108,000	\$62.9.15 ~ \$63.5.23	2	\$62.8.24 ~ \$63.5.23	
Н6	H6.6.16 ~ H6.10.24	豊川水系	35	60	60	3	94,000	H6.7.19 ~ H6.10.24	1	H6.6.16 ~ H6.10.24	浦郡市の約3,500戸で一時断水、蒲郡市、渥美町の約4,300戸で出水不良が発生、蒲郡市、渥美町、豊橋市、音羽町、新城市、赤羽根町の約13,000戸で赤水発生(累計)。豊川本流からの緊急取水、佐久間ダムからの緊急導水を実施。・ブール等の制限を実施。農業関連では、定植の延期、葉先の枯れ、活着不良、発芽ムラ、生育ムラなどの被害が発生。
H7	H7.2.10 ~ H7.4.25	豊川水系	20	40	40	-	ı	- ~ -	1	H7.2.10 ~ H7.4.25	
H7	H7.8.11 ~ H8.4.2	豊川水系	30	50	50	5	31,000	H7.9.11 ~ H7.10.5	1	H7.8.11 ~ H8.4.2	蒲郡市、田原町等の約330戸で一時断水、約3,200戸で出水 不良が発生(累計) ・プール等の使用停止 豊川本流からの緊急取水、佐久間ダムからの緊急導水を実施。
H8	H8.5.8 ~ H8.7.9	豊川水系	25	45	45	1	84,000	H8.6.10 ~ H8.6.25	1	H8.5.8 ~ H8.7.9	豊川用水地区内の約3,300戸で一時断水、約34,000戸で出水 不良が発生、約610戸で赤水発生(累計)。 豊橋市で公園内の噴水をストップ (6/7) 豊川本流からの緊急取水、佐久間ダムからの緊急導水を実 施。

# (注)1.国土交通省水資源部調査より

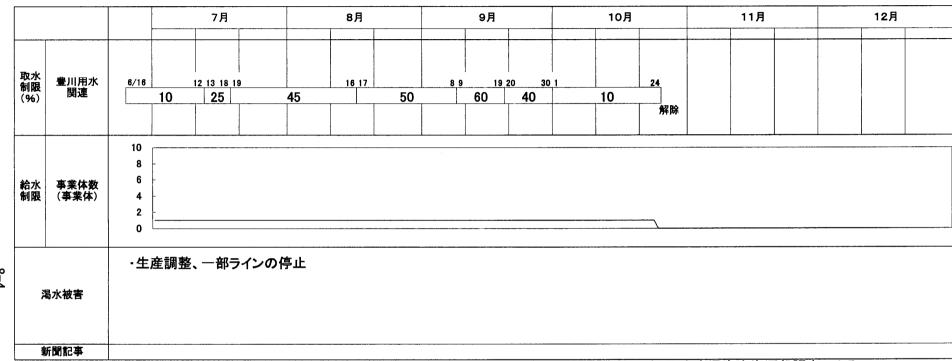
- 2.給水制限期間は、豊川水系から取水しているいずれかの事業体 簡易水道は除くが給水制限を行った期間。
- 3.給水制限を行った事業体数及び影響人口は、給水制限期間内における最大値を記載。

#### 豊川水系の平成6年渇水被害状況(水道用水)



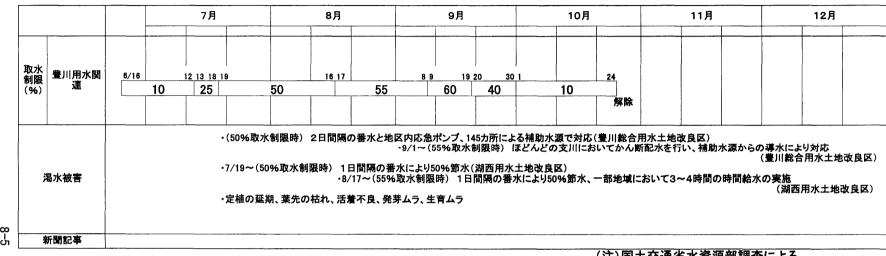
(注)国土交通省水資源部調査による。

# 豊川水系の平成6年渇水被害状況(工業用水)



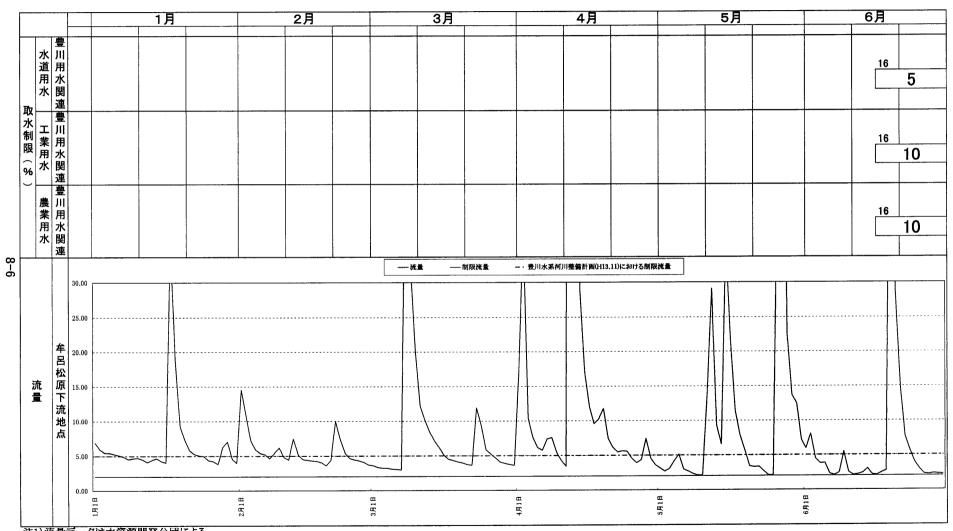
(注)国土交通省水資源部調査による。

# 豊川水系の平成6年渇水被害状況(農業用水)



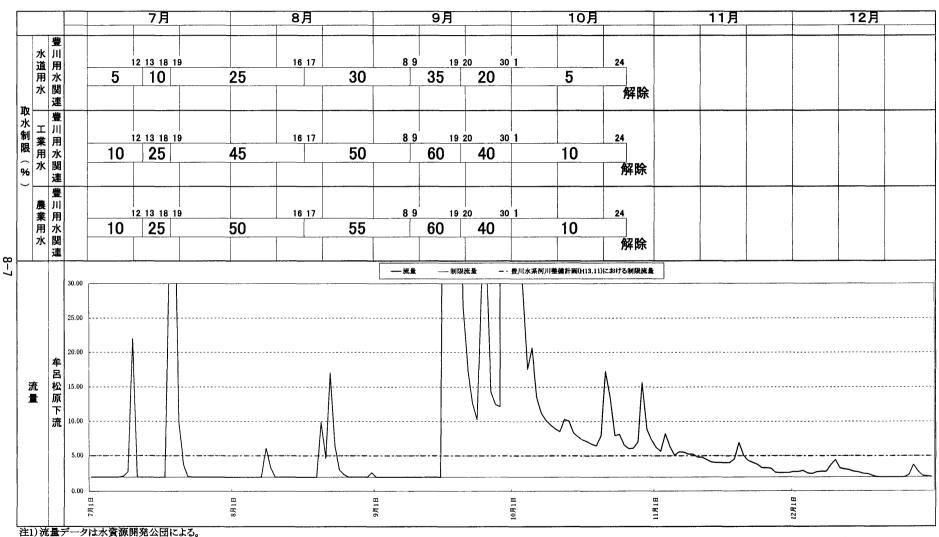
(注)国土交通省水資源部調査による。

# 豊川水系の流況と取水制限状況(平成6年)



| 注1) 流量データは水資源開発公団による。 注2)凡例における制限流量とは、大野取水口及び牟呂松原取水口における豊川用水事業による取水並びに宇連貯水池及び大野調整池における流水の貯留が可能となる牟呂松原頭首工下流地点の豊川の流量。

# 豊川水系の流況と取水制限状況(平成6年)



注1)流量データは水資源開発公団による。 注2)凡例における制限流量とは、大野取水口及び牟呂松原取水口における豊川用水事業による取水並びに宇連貯水池及び大野調整池における流水の貯留が可能となる牟呂松原頭首工下流地点の 豊川の流量。

# 渇水関連新聞記事一覧

別紙1:「豊川用水が50%節水」(昭和52年10月26日、毎日新聞) 「臨時分水認める」(昭和52年11月13日、中日新聞)

別紙2:「豊川用水 水不足さらに深刻」(昭和53年5月28日、中日新聞)

「プール開き延期も」(昭和53年6月14日、中日新聞)

「空から節水呼びかけ」(昭和53年6月15日、中日新聞)

別紙3:「ピンチ続く豊川用水」(昭和59年6月12日、朝日新聞)

「豊川用水の節水強化」(昭和59年10月25日、朝日新聞)

「節水パッキンを家庭に無料配布」(昭和59年11月20日、朝日新聞)

「訓練の放水やめる」(昭和59年11月20日、中日新聞)

別紙4:「万場調整池からもらい水」(平成6年8月3日、東愛知新聞)

別紙5:「"水ききん"の様相濃く」(平成6年8月17日、東海日日新聞)

別紙6:「豊川本流から"水の援軍"」(平成6年9月11日、東海日日新聞)

「天竜川の水ください」(平成6年9月12日、毎日新聞)

別紙7:「2貯水池から緊急放流」(平成7年2月26日、中日新聞)

「水ガメ"赤信号"6次節水突入」(平成7年9月12日、東愛知新聞)

別紙8:「節水で噴水ストップ コイも"強制疎開"」(平成8年6月8日、中日新聞)

別紙9:「梅雨なのにカラカラ」(平成14年7月9日、中日新聞)

別紙10:「豊橋市上下水道局 市民に呼び掛けへ」(平成14年8月28日、中日新聞)

「工場などに節水呼びかけ」(平成14年9月7日、中日新聞)

「第3回節水対策 きょうから実施」(平成14年9月10日、中日新聞)

「豊川用水も4回目」(平成14年9月13日、中日新聞)

「20日から第5回節水」(平成14年9月20日、中日新聞)

# (以下略)

# その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

豊川水系における水資源開発基本計画には、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項として以下に掲げる内容が記載されている。

# (1)総合的な水資源の開発及び利用の促進

- ・新たな水需要の充足
- ・適切な水需給バランスの確保
- ・関連水系を含めた水資源の開発及び利用についての総合的な検討

#### (2)水源地域対策

- ・水源地域の開発・整備
- ・ダム周辺の環境整備
- ・水源の保全かん養を図るための森林の整備

#### (3)地域の実情に応じた様々な配慮

- ・治水対策
- ・流水の正常な機能の維持
- ・既存水利、水産資源の保護

# (4)水利用の合理化

- ・漏水の防止、回収率の向上、節水
- ・生活排水、産業廃水等の再生利用の促進
- ・既存水利の有効適切な利用

# (5)渇水対策

・渇水に対する適正な安全性の確保

#### (6)環境への配慮

- ・水質及び自然環境の保全への配慮
- ・水資源がもつ環境機能の活用

# (7)各種計画や社会情勢との整合性

・各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情への配慮

# 現状及び施策の事例

1.水源地	地域の地域	域整備	事何	) •			•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	<del>)</del> -3
2.地域に	開かれる	たダム	整備	の事	峢	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9	9-3
3.水源地	地域対策		• •	• • •			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9	9-4
4.河川環	環境に配加	慮した	:事業	(の事	剢	•	•	•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9	9-5
5.水質、	自然環境	境の保	全に	対す	る	記慮	の	事任	列			•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9	9-6
6.水環境	気の整備	伏況	•	• •			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9	9-7
7.水利用	の安定は	性向上	:に資	する	対	策の	例		•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ֻ	9-8
8.水利用	の合理化	化の事	例	•			•	•	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ֻ	9-9
9.既存施	題設の有効	効活用	の事	峢			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	9-	-11
10.緊急	渇水対策	の事例	列							•															•	9-	-12

#### 1. 水源地域の地域整備事例

#### NPO穂の国森づくりの会

穂の国森づくりの会は、豊川流域の森林の保全と自然の多様性の回復に努め、東三河が 一体となり水源を守ることを目的に、地元の商工会議所や青年会議所、農協、森林組合な どが呼びかけをし、平成9年4月に設立された。平成12年9月にNPOとして愛知県から 認証を受け、森林作業体験、上下流交流事業、森林環境教育活動、機関誌(フォレスト)の 発行などを行っている。

#### 2.地域に開かれたダム整備の事例

#### 初立池における水環境整備事業

初立池は、豊川用水の末端調整地であり、東部幹線水路の使用残水量の有効利用を図る目的で設置されている。

水環境整備事業は、土砂流出防止のための植裁や、維持管理のための施設整備と一体的に水辺空間を利用した、豊かで潤いのある空間づくりを行う事業である。



# 3.水源地域対策

# 3.1.水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等の概要

ダム等の 名称	水系名	紙田川水系	ダム高	30.0 m	ダム等の 所在県	愛知県	水没総面積	50 ha	ダム等の 指定年月日	S56.6.2
ばんば	河川名	磐馬川	総貯水量	5,450 千m3	水没地区 所在市町村	豊橋市	水没戸数	-	水源地域 指定年月日	S57.3.10
						豊橋市 西赤沢町				
万場	事業主体	農林 水産省	目的	A, W	水源地域	東赤沢町老津町	水没農地面積	38 ha	整備計画の 公示年月日	\$57.3.30

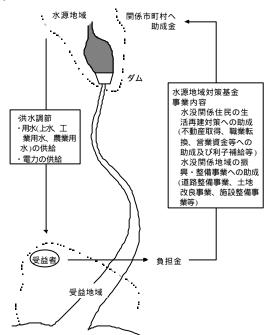
#### 注) A:特定がが、 W:水道用水

# 3.2.指定ダムに係る水源地域整備計画

							(単位	立:百万円)
ダム名	水	<b>即世域整備</b>	計画					
万場総事業費		<u>土地改良</u> 3,360	治山	道路	簡易水道	下水道	義務教育 施設	診療所
総尹未貝	ł	3,300				#640		
3,693		宅地造成	公営住宅	林道	造林	共同利用 施設	自然公園	公民館等
						27		
		スポレク	保育所等	老人福祉	有線無線 放送	消防施設	し尿処理	ごみ処理
		79					197	

(注)事業費は水源地域整備計画決定時のもの

# 3.3.財団法人 豊川水源基金



事業内容 設立許可年月日 設立団体 基本財産 基本基金 1.関係市町村が講ずる水源林対策及び水 源林地域の一般振興対策に対する助成 2.関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 昭和52年12月17日 農許可 農橋市外 (愛知県及び 関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 17市町村 関係市町村等) 原補助1/3、平成3年度及び4年度に100百万円追加造成、平成5年度に25百万円追加造成、平成5年度に25百万円追加造成、平成5年度に25百万円追加造成、追加造成部分については4.水源林の取得事業					
源林地域の一般振興対策に対する助成 2.関係市町村が講ずる水没関係住民の生 活再建対策に対する助成 3.関係市町村が講ずる水源地域の整備及 び振興に対する助成 は 17市町村 関係市町村等)	事業内容	設立許可年月日	設立団体	基本財産	基本基金
5.水源林地域対策及び水源地域対策の実	1.関係市町村が講ずる水源林対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2.関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 3.関係市町村が講ずる水源地域の整備及び振興に対する助成 4.水源林の取得事業 5.水源林地域対策及び水源地域対策の実	昭和52年12月17日 県許可 昭和56年 1月 7日	愛知県 豊橋市外	511,350千円 (愛知県及び	300,000千円 65年度に75百万円造成、国 庫補助1/3、平成3年度及び4 年度に100百万円追加造成、 平成5年度に25百万円追加造成、追加造成部分については 国庫補助1/2、残は関係地方

# 4.河川環境に配慮した事業の事例

#### 牟呂松原頭首工における魚道の設置



#### 豊川流況総合改善

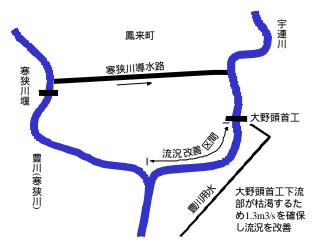
農林水産省が豊川総合用水事業において建設した寒狭川堰及び寒狭川導水路を利水と共用し、「川らしさの維持」「取水の安定化」のために川の水をコントロールする重要な施設として位置付け、河川水量の確保と水の安定利用を目指す。

寒狭川の流況が豊かなとき、寒狭川の水を宇連川に導水し、大野頭首工下流に流す。これにより、年間の多くが水涸れ状態で劣悪な河川環境となっている大野頭首工下流約4.7km間の流況を改善する。

また、河川環境に必要な水量を保ちながら 効率的に水の利用を行っていくために、必要 な情報を一元的に管理し、渇水時にも迅速に 対応できるようにするシステムの整備を行う。



流況改善前





流況改善後

5.水質、自然環境の保全に対する配慮の事例

三ツ口池クリーン活動

水資源開発公団と石巻小学校が主催し、平成7年より三ツ口池クリーン活動を実施している。

参加者 石巻小学校児童 約 150 名 教職員、PTA、校区総代会、地域住民 公団職員 約 30 数名

吉田方校区小中合同豊川クリーン活動

豊橋市立吉田方小学校児童会と吉田方中学校生徒会の主催で、平成3年以来、小学校の 5,6年生と中学校の全校生徒による豊川の清掃活動を実施している。

<平成13年参加者>

参加者: 豊橋市立吉田方小学校 5、6年児童

豊橋市立吉田方中学校 生徒全員

吉田方小中学校PTA

吉田方総代会

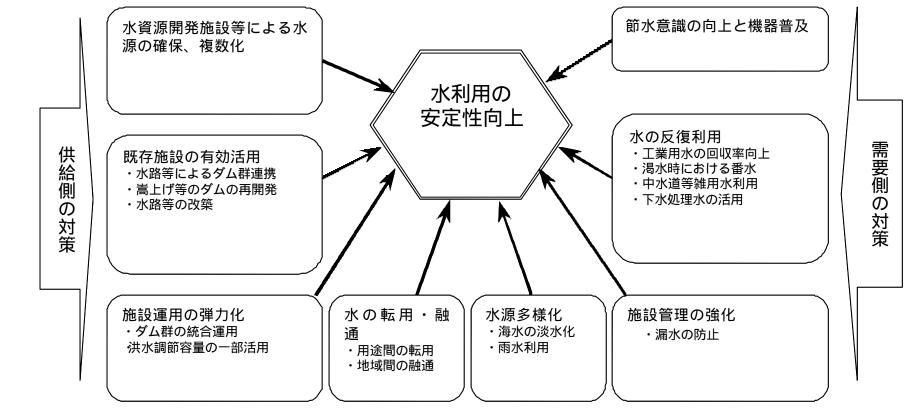
国土交通省 中部地方整備局 豊橋工事事務所

全体参加者 約750名

# 6.水環境の整備状況

実施主体	事業名	実施年度	事業内容
国土交通省	直轄河川改修事業 直轄河川環境整備事業 (豊川)	S 58 ~	多自然型河川整備 高水敷整備 遊歩道、階段護岸
愛知県	朝倉川小規模河川改修事業	H元~	多自然型河川整備 石張護岸、階段護岸
	海老川小規模河川改修事業	S 55 ~ S 58	多自然型河川整備 階段護岸
	豊川局部改修事業	S 57 ~ H元	多自然型河川整備 石組護岸、階段護岸
	宇連川局部改修事業	S 62	多自然型河川整備石組護岸
	万場地区地域用水環境整備 事業	S 63 ~ H6	親水景観保全施設 利用保全施設
	初立地区地域用水環境整備 事業	H4 ~ H14	親水景観保全施設 利用保全施設

# 水利用の安定性向上に資する対策の例



(注) 出典 水資源開発審議会調査企画部会報告(平成12年12月 水資源開発審議会調査企画部会)

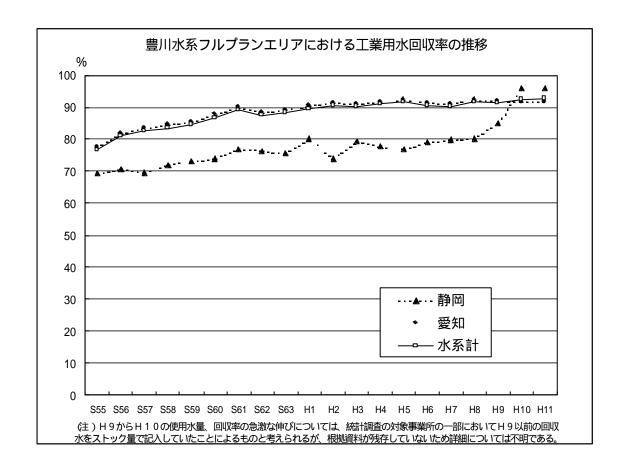
# 8.水利用の合理化の事例

# 8.1.漏水防止の事例

事業主体	事業内容等
静岡県	石綿セメント管更新事業 湖西市(工業用水道) (注) 平成2年度~平成11年度(10カ年) 事業費 2,566百万円 敷設替え延長 13,434m(全延長の76.7%)
愛知県	・国庫補助事業     平成 3 年度    5 事業(フルプラン地域 2 事業)     平成 4 年度    6 事業(フルプラン地域 2 事業)     平成 5 年度    6 事業(フルプラン地域 2 事業)     平成 6 年度    7 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 7 年度    7 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 7 年度    7 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 8 年度    7 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 9 年度    5 事業(フルプラン地域 2 事業)     平成 10 年度    9 事業(フルプラン地域 1 事業)     平成 11 年度    15 事業(フルプラン地域 1 事業)     中成 12 年度    19 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 2 年度    9 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 3 年度    10 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 4 年度    14 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 5 年度    15 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 6 年度    18 事業(フルプラン地域 4 事業)     平成 7 年度    19 事業(フルプラン地域 4 事業)     平成 7 年度    19 事業(フルプラン地域 4 事業)     平成 9 年度    18 事業(フルプラン地域 3 事業)     平成 10 年度    16 事業(フルプラン地域 2 事業)     平成 10 年度    16 事業(フルプラン地域 1 事業)     平成 11 年度    3 事業(フルプラン地域 1 事業)

(注)静岡県における現行フルプランの対象地域は、湖西市(ただし水道用水は除く)のみである。

# 8.2. 工業用水における水使用合理化



#### 8.3. 節水の事例

パンフレットや広報誌で、節水についての広報を行っている(愛知県等)他、節水コマの配布(豊橋市)、雨水貯水槽設置費用の助成など(豊橋市、蒲郡市、音羽町)を通じて、水道水の利用節減に努めている。



図 雨水貯留槽



図 広報の事例

# 9. 既存施設の有効活用の事例

# 豊川用水二期事業

この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対し必要な農業用水の確保 及び補給並びに愛知県の水道用水並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川用 水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。



図 インバート浮上及びクラック



図 開水路のひび割れ

# 10.緊急渇水対策の事例

#### 佐久間導水路による天竜川からの導水

豊川の水利用が危機的状況(宇連ダムの枯渇等)となったため、豊川緊急渇水対策協議会が天竜川水利調整協議会に緊急的な導水を要請し、実現。

実施年度:昭和59年度、平成6年度、平成7年度、平成8年度

#### 豊川本川からの取水

豊川本川の三上橋地点に緊急的に仮設ポンプを設置し、河川自流を取水し牟呂用水路へ 導入。また、牟呂用水路から豊川用水東部幹線水路へ森岡導水施設(愛知県)を活用して暫 定導水。

実施年度:昭和 62 年度、平成 6 年度、平成 7 年度、平成 8 年度、平成 9 年度 豊川本川の江島橋地点に緊急的に仮設ポンプを設置し、河川自流を取水し西部幹線水路 へ導入。

実施年度:昭和59年度

#### 万場調整池等の利用

豊川総合用水事業(H13 完成)において、概成していた地区内調整池(万場調整池等)を渇水時対策として暫定利用。

実施年度:平成6年度、平成7年度、平成8年度

# 渇水対策の事例(平成13年度実績)

#### 【愛知県企業庁】

- ・渇水対策本部の設置(5/21 ~ 6/26、7/23 ~ 9/14)
- ・飛行機による節水 PR(8/1:東三河地域、8/2:西三 河地域)
- ・水道事務所庁舎外に節水幕、ポスター、立て看 板等を設置
- ・水道事務所庁舎内に水源状況、ダムの貯水量グ ラフの掲示
- ・公用車へ節水 PR の表示
- ・受水団体等へ節水チラシ、ポスターの配布 節水チラシ配布枚数:全県1,208,000枚

うち東三河地域 186,000枚

ポスター配布枚数 : 全県 3,100 枚 うち東三河地域 1,460 枚

- ・企業庁ホームページへの節水状況掲載
- ・受水団体等への水源状況説明会の開催



図 節水ポスター

# 【豊川総合用水土地改良区】 節水を呼びかけるハガキの配布

#### 節水強化のお願い!!

去る、7月13日より、節水強化をお願いしてまいりましたが、その後も少雨傾向が続き、6月から取水しております佐久間ダムも大変厳しい状況になってまいりました。本日未明よりの降雨は、豊川市を中心に100mm前後の雨量を観測しましたが、水源地では10mm以下と、局地的な降雨であったため、宇連ダム貯水量の回復には至らず、本日0時現在13,839千m2、貯水率48.7%と、この時期としては低い状況となっています。

このため、同日開催されました節水対策協議会において、7月23日午前9時より農水30%、上水15%、工水30%の節水強化をお願いすることになりますが、今後更なる厳しい状況が想定されますので、皆様には大変ご不便をおかけしますが、一層のご理解とご協力並びに組合員へ周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。平成13年7月19日

豊川総合用水土地改良区 理事長

#### さらなる節水のお願い!!

去る、6月1日より佐久間ダムから導水を受けておりましたが、佐久間ダムの状況が悪化したため24日から取水が停止されました。又、宇連ダムの貯水量も7月25日現在13,715千m3、貯水率48.7%と少なく、このままの状況が続くと8月中旬に、宇連ダムは枯渇する恐れが出てまいりました。

このため、同日開催されました節水対策協議会において、7月26日午前9時より農水35%、上水20%、工水35%のさらなる節水をお願いすることになりました。

出稲期等と重なる水の必要なこの時期に、大変厳しい節水をお願いすることとなり、皆様には大変ご不便をおかけしますが、一層のご理解とご協力ならびに組合員へ周知下さるよう、よるしくお願い申し上げます。

平成13年 7月25日

豊川総合用水土地改良区 理事長

## ますます深刻な宇連ダム

# 貯水量が30%台に低下!!

今年は、春先からの小雨状況が続いており、7 月までの雨量が過去最低(38年間)を記録する等ま すます深刻な度合いを深めています。

本日の宇連ダム貯水量は、11,250千m3、貯水率39.6%と、減少の一途をたどっており、8月下旬には宇連ダムは枯渇する、非常事態が想定されるまでになってまいりました。

このため、同日開催された節水対策協議会において、8月6日午前9時より農水40%、上水25%、工水40%の、さらに厳しい節水をお願いすることになりました。

水田では、最も水を必要とする時期を迎え、皆様にはご不便をお掛けしますが、限りある水を分け合っていただくよう、一層のご理解とご協力ならびに組合員へ周知下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

平成13年 8月 3日

豊川総合用水土地改良区 理事長

# 水源の宇連ダム、枯渇のおそれ!!

今年は、平成6年度以来の異常渇水となり、皆様には厳しい節水をお願いしておりますが、このままの状況が続くと、8月末には宇連ダムの貯水量が「ゼロ」になることが心配されます。

本日の宇連ダム貯水量は、6,898千m3、貯水率24.3%と日増しに減少し、同日開催された節水対策協議会において、8月17日午前9時より農水43%上水27%、工水43%のさらに厳しい節水をお願いすることになりました。

今後の対策として、試験湛水中の大島ダムの活用等、水源確保に努力してまいりますが、この異常渇水を乗り切るために、一層のご理解とご協力ならびに組合員へ周知下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

平成13年 8月16日

豊川総合用水土地改良区 理事長

図 節水周知のためのハガキ